

平成 2 7 年度
第 2 回 明石市都市計画審議会

議 事 録

<HP 公開用>

日時：平成 2 7 年 1 0 月 2 6 日（月）午後 3 時 3 0 分～

場所：明石市議会棟大会議室

平成27年度 第2回明石市都市計画審議会

日時：平成27年10月26日（月）午後 3時30分～

場所：明石市議会棟大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選出

3 議 題

(1) 事前説明事項

【第7回線引き等の見直し関係】

- ①東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更〔兵庫県決定〕
- ②東播都市計画区域区分の変更〔兵庫県決定〕
- ③東播都市計画用途地域の変更〔明石市決定〕
- ④東播都市計画高度地区の変更〔明石市決定〕
- ⑤東播都市計画都市再開発の方針の変更〔兵庫県決定〕
- ⑥東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更〔兵庫県決定〕
- ⑦東播都市計画防災街区整備方針の変更〔兵庫県決定〕

【都市計画道路の見直し関係】

- ⑧東播都市計画道路（3.2.20号播磨中央幹線ほか1路線）の変更〔兵庫県決定〕
- ⑨東播都市計画道路（3.4.503号林崎線ほか9路線）の変更〔明石市決定〕

【地区計画関係】

⑩東播都市計画地区計画（明南町2丁目地区）の変更〔明石市決定〕

4 そ の 他

5 閉 会

○出席委員（15名）

安 田 会 長	水 野 副会長	嶋 本 委 員
尾 仲 委 員	国 出 委 員	坂 口 委 員
辻 本 委 員	中 西 委 員	伊 藤 委 員(代理)
元 川 委 員(代理)	藤 田 委 員	山 本 委 員
中玉利 委 員	宮 川 委 員	森 本 委 員

○出席幹事（5名）

宮 脇 幹 事	梅 木 幹 事	舟 橋 幹 事
北 條 幹 事	山 本 幹 事	

第2回明石市都市計画審議会

平成27年10月26日

午後3時30分～

明石市議会棟大会議室

(開会15時30分)

○(事務局) 皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから平成27年度第2回明石市都市計画審議会を開催いたします。

皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。なお、本市におきましては、現在エコスタイルを実施しており、ノーネクタイ等軽装に務めているところでございます。その旨ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは審議に先立ちまして、資料の確認を行いたいと思います。お手元の資料をご確認ください。本日、お手元には配席図を配付しております。なお、次第、委員名簿、議事に関する資料は事前にお届けしております。事前配付の資料も含めまして、過不足ございませんでしょうか。

それでは続きまして、本日の出席状況についてご報告を申し上げます。本日は、三輪委員、西海委員が都合によりご欠席との連絡を受けております。委員総数17名のうち、15名の出席をいただいておりますので、明石市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、当審議会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、ここからの進行は安田会長にお願いしたいと思います。

安田会長、よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、今年度第2回の都市計画審議会を始めさせていただきます。

お手元に会議次第がございますが、まず、議事に入ります前に議事録署名人の選出

でございます。この件につきましては、審議会運営要領によりまして、私のほうから指名させていただくことになっております。本日は中西委員さん、それから嶋本委員さん、お二人にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、本審議会の公開、非公開についてですが、本会は審議会運営要領によりまして原則公開となっております。本日の会議におきまして、会議を公開することにより個人情報の保護及び公正、又は円滑な議事運営が損なわれる恐れがないと認められますので、会議を公開としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○会長 それでは、本審議会を公開といたします。傍聴者の方がおられましたら入場を認めますので、本日の傍聴者につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

○(事務局) 本日の傍聴者は3名です。これより案内いたしますので、しばらくお待ちください。

(傍聴者入場)

○会長 それでは議題に入らせていただきます。

お手元の会議次第でございますように、本日は、第7回線引き等の見直し関係が7件、都市計画道路の見直し関係が2件、地区計画関係が1件、合計で事前説明事項が10件ございます。

まず(1)事前説明事項、第7回線引き等の見直し関係で、①東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更〔兵庫県決定〕でございます。②東播都市計画区域区分の変更〔兵庫県決定〕でございます。③東播都市計画用途地域の変更〔明石市決定〕でございます。④東播都市計画高度地区の変更〔明石市決定〕でございます。⑤東播都市計画都市再開発の方針の変更〔兵庫県決定〕でございます。⑥東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更〔兵庫県決定〕でございます。⑦東播都市計画防災街区整備方針の変更〔兵庫県決定〕、この以上7件につきまして、いずれも第7回

線引き等の見直しに関するもので、相互に密接に関連しているものでございます。したがって、説明は一括して受けたいと思います。よろしく願いいたします。

○都市計画課 第7回線引き等の見直しに関する案件につきましては、一括してご説明させていただきます。

第7回線引き等の見直しに係る案件といたしましては、①の東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープラン及び②の区域区分、いわゆる線引き、⑤から⑦の都市再開発方針等の3つの方針は兵庫県が決定する都市計画です。これまで当審議会において、平成26年2月、平成26年8月、そして平成26年11月、それと平成27年2月、そして先月の9月に、それぞれ関連するご説明をさせていただきました。

今回、事前説明を行う趣旨は、兵庫県が変更素案の縦覧及び説明会・公聴会等の結果を踏まえ、変更案として都市計画法に基づく手続を行う中で、今後、市に対して意見照会が予定されており、次回の都市計画審議会にお諮りさせていただく予定ですが、今回、事前に変更案の内容を説明するものでございます。あわせて、市決定の③、④の用途地域等の変更も必要となるため、関連案件としてご説明させていただきます。

①の資料をご覧ください。

1から2ページは、東播磨地域都市計画区域マスタープラン案（概要版）でございます。

②から④の資料をご覧ください。

1ページは、東播都市計画区域区分の変更（案）の概要です。2ページは位置を示した概要図、3ページは詳細図でございます。

⑤から⑦の資料をご覧ください。

1から9ページは都市再開発の方針（案）、10から13ページは住宅市街地の開発整備の方針（案）、14から16ページは防災街区整備方針（案）でございます。

説明は、前面のスクリーンにより行いますので、お手元の資料については、適宜ご

参照ください。

都市計画区域マスタープラン等の体系図を表示したものでございます。左側は兵庫県が定めるもので、都市計画区域マスタープラン、線引き見直し、都市再開発方針等を平成28年3月に都市計画決定する予定でございます。右側は明石市が定めるもので、今回の線引き見直しに伴って、用途地域等の変更をするものでございます。

東播磨地域都市計画区域マスタープランは、第1、基本的事項、第2、本県の都市づくりの基本方向、第3、地域別方針で構成されております。

第1、基本的事項では、地域の将来像及び実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示し、明石市都市計画マスタープランの指針となるといった役割や、目標年次を平成52年の都市の姿を展望しつつ、平成32年としております。

第2、本県の都市づくりの基本方向では、総合的な防災・減災対策などによる安全・安心な都市空間の創出、地域資源を生かすことや民間投資の誘導など、地域主導による魅力的な都市づくり、各拠点の特色を生かした都市機能の分担と拠点のネットワークによる持続可能な都市構造の形成などを基本的な方向としております。

最後に第3、東播磨地域の方針では、都市機能の維持・充実を図る地域拠点として、JR・山陽電鉄明石駅周辺を位置づけております。また、市街化区域内農地の保全・活用による都市と緑・農が共生したゆとりある土地利用の促進、明石駅周辺における市街地再開発事業の促進、長期未着手の道路や公園などの都市計画施設の見直しなどを方針としております。

続きまして、線引き見直しです。変更区域は、朝霧北町です。

都市計画道路大蔵朝霧線の東側で、明石市と神戸市にまたがった民間の宅地開発が行われ、開発に伴い市境界の確認がされたもので、都市計画と整合するため、境界調整による変更を行います。それに合わせて、用途地域の第1種低層住居専用地域、高度地区の第1種高度地区の変更も行います。また、山陽電鉄江井ヶ島駅の北側の江井ヶ島地区は、市街化区域への編入を目指した特定保留区域に設定します。特定保留区

域は、市街化調整区域の状態から変更があるものではないため、都市計画区域マスタープランの中で位置づけられます。

続きまして、都市再開発方針等の3つの方針です。

都市再開発の方針は、都市計画法及び都市再開発法に基づき、計画的な再開発が必要な市街地の健全な発展と秩序ある整備を図るための方針として定めるものでございます。その中で、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区として、本市では、現在、事業実施中である明石駅前南地区、大久保駅前地区、明舞地区の3地区としております。

明石駅前南地区は、JR及び山陽電鉄明石駅の南側で、組合施行により市街地再開発事業を行っている区域でございます。大久保駅前地区は、JR大久保駅の北側で市施行により土地区画整理事業を行っている区域でございます。明舞地区は、兵庫県により明舞団地再生の取り組みが進められている区域でございます。

次に、住宅市街地の開発整備の方針は、都市計画法及び大都市法に基づき、良好な住宅市街地の開発整備を図るための方針として定めるものでございます。その中で、計画的な住宅市街地の整備開発が必要な重点地区として、本市では、大久保駅前地区として定めております。大久保駅前地区は、都市再開発の方針と同様の区域でございます。

最後に、防災街区整備方針は、都市計画法及び密集市街地整備法に基づき、密集市街地の各街区について、防災機能の確保を図るための方針として定めるものでございます。その中で防災街区の整備を図るため、防災再開発促進地区としては、本市は該当する地区はございません。防災再開発促進地区に次いで、兵庫県が独自に防災性の向上に努める必要があるとする課題地域として、本市では、東藤江地区、新浜地区、大蔵地区としております。それぞれの地区の位置は、前に示している区域でございます。

最後に、今後の予定でございますが、都市計画区域マスタープラン等の県決定案件

は兵庫県が、用途地域等の市決定案件は明石市が12月に法定縦覧を行った後、来年1月から2月頃にかけて、県決定の案件については市に対して意見を求められますので、諮問として当審議会へお諮りした上で、その結果を踏まえ、意見を回答いたします。また、市決定の案件については本審議を行います。その後、平成28年3月に都市計画決定告示を行う予定でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○会長 ただいま事前説明事項の①から⑦、いずれも第7回線引き等の見直しに関連した説明でございましたが、ご質問、ご意見ございましたら、どなたからでも結構ですので、よろしくお願いたします。

はい、どうぞ。

○委員 先ほど、「区域マス」という言葉が出てきたんですけども、その区域マスというのは「県で決定」って書いてあったんですが、例えば、この⑤、⑥、⑦の案件の6ページにおいて、明石駅前地域が斜線で書いてあるんですけども、この区域を県のほうが決めるということなんですか。明石市では、例えば、この区域を変更するということはできないという意味なんですか。

○会長 はい。

○都市計画課 例えば、今言われている明石駅前南地区につきましては、実際に今、事業が行われている区域でございますので、その区域と合わせる必要がございますので、この区域を変更するということは、できないということになります。

実際に、今回、都市再開発方針等で上げさせていただいてますのは、⑤から⑦の資料にも書いていますように、明石駅前南地区や大久保駅前地区等、実際に事業を行っているところについて上げているということでございますので、それを変更するのは、できないということになります。

○委員 変更できないということなら仕方ないんですけども、ただ、私が思うには、この駅前の再開発はいいんですけども、例えば、この駅前のビルが建つと、

魚の棚のほうに直接行ける道ができるような計画と思うんですけど、もし、魚の棚がそのままの状態だったら、この近代的なビルと魚の棚とが、何かちぐはぐな感じで。この計画が県で決められたのかということを見ると、何かそぐわないというか、明石市と県との趣旨にそぐわないような気がするんですけども。

○会長 はい、どうぞ。

○都市計画課 東播都市計画都市再開発の方針といいますのは、具体的に事業を行っている区域を再開発をやっていくという位置づけで、今回、ここに上げさせていただくものでございます。

今、先ほど言われています魚の棚の整備でありますとか、それ以外の周辺の整備というのは、具体的に事業化されているものではございませんので、いろいろこれから関連いたしまして、例えば道路整備でありますとか、そのほか関連する事業があるかと思えます。それは、それぞれ個別の事業という形で進めていくことになるということをご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員 ということは、要するに、魚の棚も明石市として手を加えることもあるということですね、将来は。

○幹事 非常に危惧されている部分は、駅前の再開発ビルだけが、こういう形になっているんじゃないかということですが、あくまで都市計画、これは再開発という観点ではそうなんです、中心市街地の活性化の計画というのがございまして、それにつきましては、こういう点の部分であるビルだけじゃなくて、面という捉え方で。例えば、ご指摘ありましたように、再開発ビルから魚の棚のほうへ、国道2号を横断するような通路も考えてございますし、あくまで、中心市街地の計画では回遊性という観点も重視しまして、別途計画がございまして、ご理解のほどをよろしく願いたいと思います。

○委員 わかりました。ありがとうございます。

○会長 ほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員　　ちょっと教えてほしいんですが、⑤から⑦の資料なんですけれども、その1ページのところに「拠点連携型都市構造の形成を目指し」ということなんですけれども、拠点連携型都市構造、何となくわかっているようでわかっていないというか、そういうことで、どういう都市構造を言っているのか、ちょっと教えてほしいなと思います。

それから、この⑦の東播都市計画防災街区整備方針の中で、不燃化とか道路網とか、それに必要なものがいろいろと書いてあるんですけれども、気になるのは、明石も106ほどのため池があるんですけれども、ため池に関してはいろいろと、減災機能があったりとか、防災機能もあると言われてるんです。ダム役割もあると、いろいろと言われてるんですけれども、ため池については全然、記載がないように思うんですけれども。

兵庫県は、今年は、ため池に関しては条例も新たに制定しておりますけれども、そういう位置づけですね。東播磨では、一体どうなっているのかなと。特に、東播磨一帯では600以上のため池があると思うんですけれども、そこらあたり、ちょっと教えていただけたらなと思います。

以上です。

○会長　　はい、どうぞ。

○都市計画課　　まず、1点目のご質問ですけれども、拠点連携型都市構造といった意味について、説明が必要だというご指摘かと思います。こちらにつきましては、お手元資料の①の1ページにございまして、東播磨地域の都市計画区域マスタープランの概要を示させていただいた資料になっております。

1番のところの、さまざまな説明があるわけなんです、ブルーのところの、3、目指すべき都市づくりのところの、下のほうに(3)のアで拠点連携型都市構造ということがうたわれております。加えまして、裏ページの2ページにも同じように、3

の（１）のところで拠点連携型都市構造化の方針ということで、うたっております。

中身につきましては、１ページに戻っていただきまして、四角に囲っております市街地エリアと市街地以外のエリアのところの部分、それぞれ拠点機能を集約させたり、既存集落で日常生活を確保していったりということで、それぞれのエリアごとに都市機能を確保していこうという考えの中で、公共交通なりの交通ネットワークで結んでいこうという考えを、兵庫県の都市計画区域マスタープランの中で書いておるわけでございます。

加えまして、２点目の防災街区整備方針の部分のご質問でございます。

こちらにつきましては、現在、３地区の課題地域が指定をされようとしているところですが、それ以外のところのため池の部分につきましても、防災機能として重要ではないかというご指摘だったかと思えます。

まず、３地区につきましては、兵庫県の考え方の中で、木造の住宅率が比較的多いところ、それから住宅の古いところ、加えまして道路の狭いところ、こういったような抽出のフィルターを設けまして、それから出された地区が現在の３地区になっておるわけでございます。ため池における防災機能の役割につきましては、今回の防災街区の整備の方針の中では、現在のところ、抽出の対象にはなっておりませんが、別途のところで検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○会長　　いかがでしょうか。

いささか余談かもしれませんが、最初の拠点連携型都市構造というのは、新聞紙上なんかで、特に国土交通省あたりの言葉で言えば、コンパクトシティ・プラス・ネットワークというか、いわゆるコンパクトシティの概念を、兵庫県ではコンパクトシティ・プラス・ネットワークだけでは少し説明不足だし、わかりにくいだらうということで、いろいろ議論されてこうなったのではないかというふうに、私なりには理解しております。非常に大ざっぱに言えば、国の言っているコンパクトシティなんかの動

向を踏まえていることとなります。

それから、2番目の防災街区整備方針、確かに名前で「防災」と書いてありますから、防災の概念って非常に地域的に課題であり、委員ご指摘のように意味は広いんですけど、ここで想定していますのは、いわゆる密集法が対象にしている木造老朽密集市街地です。これを対象にしているということで、恐らく環境との共生とか、その全体像のところではいろいろ触れられているかと思うんですけども、そのあたりについては、今、事務局からお話がありましたけれど、再度、区域マスタープランを精査した中で、そうしたところが反映されているかどうか、見ておいていただけたらというふうに思います。

そういうことで、よろしゅうございますか。

○委員 はい。

○会長 ほか、いかがでしょうか。

今日、出ておりますのは、いずれも明石の都市計画というよりも東播全体としての都市計画の中で、どう位置づけられているかということで、そこだけを抜き出してご説明いただいています。東播都市計画区域マスタープランと言われている原案は、かなり分厚い内容であるというように承知しております。事務局はお持ちだと思いますので、ご覧いただけたらというふうに思います。

じゃあ、よろしゅうございますか。

それでは、ほかにご質問、ご意見がないようでございますので、第7回線引き等の見直しに関連する事前説明については、以上とさせていただきます。

続きまして、都市計画道路の見直し関係でございます。

⑧東播都市計画道路（3. 2. 20号播磨中央幹線ほか1路線）の変更〔兵庫県決定〕でございます。それから、⑨東播都市計画道路（3. 4. 503号林崎線ほか9路線）の変更〔明石市決定〕で、2件ございます。いずれも都市計画道路の見直しということでございますが、相互に関連しておりますので、一括して説明を受けた上、

ご意見をいただきたいと思ひます。

それでは、事務局より、よろしくお願ひいたします。

○都市計画課 都市計画道路の見直しにつきまして、ご説明させていただきます。

都市計画道路の見直しにつきましては、当審議会において、平成24年10月に見直しを進めていく旨をご報告させていただき、平成26年度には、明石市都市計画道路の見直し方針の策定や廃止候補路線について、パブリックコメントの結果や廃止に向けて都市計画手続を進める路線についてご報告し、平成27年9月に変更素案の内容、説明会の実施報告や今後の予定をご報告させていただきました。

今回、事前説明を行う趣旨は、都市計画区域マスタープラン等と同様で、県決定及び市決定で変更、廃止する路線について、次回の当審議会にお諮りする前に変更案の内容をご説明させていただくものでございます。

⑧、⑨の資料をご覧ください。

1ページは、東播都市計画道路の変更（案）の概要でございます。2ページは、位置を示した概要図でございます。3から8ページは、変更案として各路線の詳細図でございます。

説明は、前面のスクリーンにより行いますので、お手元の資料については、適宜ご覧ください。

都市計画変更案として廃止する区域の位置図でございます。東から順番に、山下町線、西海岸線、林崎線、大坪線、王子線、大久保石ヶ谷線、江井ヶ島松陰新田線、長坂寺線、住吉公園前線、以上の9路線でございます。さらに、これらの路線の廃止により、隅切り部の廃止や起点の位置の変更が伴うため、西新町線、川西線、播磨中央幹線の変更も必要となります。現道が県道である江井ヶ島松陰新田線や、国道の区域内である播磨中央幹線は、兵庫県が決定する路線でございます。そのほかの路線は明石市決定となります。

続きまして、各路線の詳細についてご説明いたします。

山下町線です。全区間を廃止いたします。

港町から林2丁目を東西方向につなぐ西海岸線です。明石川から西の一部区間を廃止します。それに伴い、西新町線の起点の位置の変更と、川西線の交差点部の一部区域を変更いたします。

林崎線でございます。県道明石高砂線から南の一部区間を廃止いたします。

王子線です。国道175号線から西の一部区間を廃止いたします。

大坪線です。川西線から西の一部区間を廃止いたします。

江井ヶ島松陰新田線です。県道明石高砂線から南の一部区間を廃止いたします。

大久保石ヶ谷線です。江井ヶ島松陰新田線から北の一部区間を廃止いたします。

長坂寺線です。国道250号から南の一部区間を廃止いたします。それに伴い、播磨中央幹線の交差点部の一部区間を変更いたします。

住吉公園前線です。全区間を廃止いたします。

最後に、今後の予定でございますが、都市計画区域マスタープラン等と同様で、平成28年3月に都市計画決定告示を行う予定でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○会長 ただいま事前説明事項として⑧と⑨、都市計画道路の見直し、⑧のほうは兵庫県決定で2路線、それから、⑨のほうは明石市決定で10路線について説明がございました。ご質問、ご意見ございましたら、よろしくお願ひいたします。

よろしゅうございますか。特にご意見ないというふうに考えてよろしいですか。

それでは、ご質問、ご意見が特にないようでございますので、都市計画道路の見直し関係についての事前説明は、以上とさせていただきます。

最後に、地区計画関係でございます。⑩東播都市計画地区計画（明南町2丁目地区）の変更〔明石市決定〕でございますが、事務局より説明をお願いいたします。

○都市計画課 事前説明事項⑩東播都市計画地区計画（明南町2丁目地区）の変更につきまして、ご説明させていただきます。

本地区は平成26年3月3日付で都市計画決定を行った地区であり、今回、新たに区域を約0.2ヘクタール拡大変更を予定している地区でございます。

⑩の資料をご覧ください。

1ページは位置図、2ページは計画図、3・4ページは計画書（原案）、5ページは理由書となっております。そして、6・7ページは変更前後対照表、そして最後、8ページは変更前後対照図となっております。

説明は、前面のスクリーンにより行いますので、お手元の資料については、適宜ご参照ください。

明南町2丁目地区の地区計画の区域は、赤色の実線部分でございます。本地区はJR山陽本線西明石駅より北東約1.3キロメートルに位置しております。前面のスクリーンに示しております赤色の実線が、既決定区域でございます。青色の実線が拡大する区域でございます。

当該地区計画については、先ほども申しましたように、平成26年3月3日付で都市計画決定したものでありますが、このたび、隣接地域において開発事業により新たに住宅市街地が形成されることから、当該隣接地区を区域に編入し、一体的なまちなみ形成を図ろうとするものでございます。そのため、地区計画の変更を予定しております。

次に、現在指定しております地区の地域地区といたしましては、今回追加変更の住宅地区Aにおいては、用途地域は第一種低層住居専用地域、第1種高度地区、絶対高さ10メートルでございます。また、住宅地区Bにおきましては、用途地域は第一種中高層住居専用地域、第3種高度地区でございます。

次に、計画書の変更概要をご説明させていただきます。

変更前後対照表でございます。面積は、現在の約1.4ヘクタールに約0.2ヘクタールを追加し、約1.6ヘクタールとなります。変更する箇所につきましては、住宅地区Aの面積のみが約0.1ヘクタールから約0.3ヘクタールとなります。その

ほか、地区計画の内容といたしましては、区域の整備・開発及び保全に関する方針や、地区整備計画のうち、建築物等の用途の制限等につきましては、変更はございません。

次に、変更前後対照図でございます。具体的な箇所につきましては、図面に示しているとおりでございます。なお、今回の区域拡大に伴う変更理由といたしましては、開発事業により新たに形成される住宅市街地について、敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止するとともに、地域特性に応じた建築物を誘導し、より良い住宅市街地の維持・保全を図るため、地区計画の区域に編入するため、変更するものでございます。

以上が、変更の内容でございます。

今後のスケジュールでございますが、地区計画の原案は、地区内の利害関係者の意見を求めるため、明石市地区計画等の案の作成手続に関する条例に基づきまして、利害関係者を対象に11月2日から16日までの2週間、公衆の縦覧に供する予定でございます。その後、必要な手続を経まして、引き続き都市計画法の規定に基づき、都市計画案として2週間、公衆の縦覧に供した後、当審議会に付議し、平成28年3月に都市計画決定告示を行う予定でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長　　ただいま、明南町2丁目地区の地区計画の変更、区域の拡大に伴う変更案についての説明がございました。ご質問、ご意見ございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

特にございませんか。ほか、よろしゅうございますか。

それでは、特にご質問、ご意見ないようでございます。この件につきましては、ご質疑は以上とさせていただきます。

以上、事前説明の10件、説明ございましたが、全体を通して何かご質問、ご意見ございますか。

はい、どうぞ。

○委員 何度か同じような説明もいただいたかなと思うんですけども、2番目に説明していただきました東播都市計画道路の廃止路線の12路線。また改めての質問になるかも知れませんが、今日、廃止路線としての廃止案が出てますけども、廃止に至った理由や背景について、また今日まで皆さん方に、審議会にかけるまでのステップですね。特に地域との話し合いや、その辺りについての経過、これはトータルで説明していただける話なのか、個々によって事情が違うんですと言われるのかわかりませんが。

改めて、ちょっと私でロケーションがわかる範囲の路線を見てみますと、「あったほうがいい」というような路線もあるんですよ。その辺は費用対効果もあるし、必要性も変わってきたのか、いろんな理由があろうかと思えますけども、トータル的に説明していただけるのか、個々に説明していただかないといけないのかわかりませんが、ちょっとその辺りについて、概略で結構なんで説明いただいたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

○会長 これまでの事前説明で受けたことも入っているかと思いますが、改めてご説明いただけたらと思います。

○都市計画課 今までの都市計画道路の見直しについての取り組みの経緯でございしますが、平成24年10月に第1回都市計画審議会の中で、もともと県のガイドラインに基づきまして都市計画道路の見直しを行っていく旨、ご報告をさせていただきました。そして、平成26年2月の平成25年度第4回都市計画審議会におきまして、進捗状況をご報告させていただきました。平成26年8月の平成26年度第1回都市計画審議会におきまして、見直し方針を策定するためパブリックコメントを行う旨、ご報告させていただきました。その後、平成26年9月に見直し方針案のパブリックコメントを実施いたしました。広報、ホームページ、窓口等でご案内し、意見を求めさせていただきました。

そして、その後、平成26年11月に平成26年度第2回都市計画審議会におきま

して、パブリックコメントの結果及び抽出された廃止路線をご報告させていただき、その後、平成26年12月に見直し方針を策定させていただき、平成26年12月から1月について、具体的に廃止路線候補のパブリックコメントを行いまして、市内4会場で説明会や広報、ホームページ、窓口等でご案内し、意見をいただきました。

そして、平成27年2月に第3回都市計画審議会の中で、パブリックコメントに対する結果及び平成27年度より廃止に向けた都市計画手続を進める旨、ご報告させていただきました。そして、平成27年8月には都市計画変更素案の説明をさせていただき、市内4カ所で再度ご説明をさせていただいた。そういうような経過でございます。

以上でございます。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 計画に対する、見直しに対する、そういったステップというんですか、経過については大体、概略を説明いただいて理解しました。

ただ、まず最初に、こういった路線の見直しをしたいということで、その辺の必要性というんですか。それは、もう県から一方的に申し出があった話なのか、市の計画として変更を見直してきたのか、その辺の必要性というのか、その背景というのを、もうちょっと詳しく説明してもらえませんか。よろしくお願いします。

○会長 はい、どうぞ。

○都市計画課 もともと都市計画決定をされていますと、建築制限というのがかかってまいります。都市計画道路につきましては、戦後間もないころから、ずっと都市計画道路が決定されて、その後の制限がちょっとかかっているというような状態がございます。その中でそういう状態をずっと続けていくのは、やはりよくないということもありまして、県のほうが先に、県の見直しのガイドラインを作成いたしました。それに基づきまして、市のほうで、市の見直しのガイドラインを作成させていただいて、それに基づきまして、明石市のほうでも都市計画道路の見直し、廃止という形で

抽出させていただいて、今回、こういう9路線に関連して3路線あるんですけど、その変更という形で今までご説明させていただき、今に至っておるということでございます。

○会長　　よろしいですか。

○委員　　はい。

○会長　　ほか、よろしいですか。

それでは、本日の議題は以上でございます。

その他として、事務局のほうから何か報告はございますか。

○（事務局）　事務局のほうとしては、特にご報告ということはございません。

○会長　　それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。

委員の皆様におかれましては、活発で有意義な審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、閉会とさせていただきます。

（閉会 16時21分）